

令和5年度 第1回日置市文化財保護審議会



鹿児島県指定文化財記念物（天然記念物）
「日置市吹上町の大汝牟遅神社の「千本楠」社叢」

日時 令和5年8月1日（火）午後2時～

場所 日置市中央公民館 3階 研修室2・3

《会次第》

- 1 開会
- 2 辞令交付
- 3 教育委員会あいさつ
- 4 協議
 - (1) 役員改選
 - (2) 鹿児島県指定文化財記念物（天然記念物）「日置市吹上町の大汝牟遅神社の「千本楠」社叢」について（報告）
 - (3) その他
- 5 閉会

日置市文化財保護審議会委員

任期 令和5年8月1日～令和7年7月31日

役職	氏名	備考
	池上成昭	
	石川みどり	
	上田耕	
副会長	楠生恭二	
会長	西郷隆文	
	帖佐秀人	
	早川良行	
	森田清美	

(五十音順)

事務局名簿

《事務局》	役職	氏名
日置市教育委員会 社会教育課文化係 Tel. 099-248-9432 FAX. 099-273-3145	社会教育課長	松岡政仁
	東市来支所教育振興課長	立和名素大
	日吉支所教育振興課長	迫田多恵子
	吹上支所教育振興課長	山下和彦
	社会教育課文化係長	福留明博
	社会教育課文化係主査	瀧川哲哉
	社会教育課文化係主任	下小牧潤

1 役員改選について

会長 西郷隆文

副会長 楠生恭二

2 鹿児島県指定文化財記念物（天然記念物）「日置市吹上町の大汝牟遅神社の「千本楠」社叢」について（報告）

(1) 種別 記念物（天然記念物）

(2) 名称 日置市吹上町の大汝牟遅神社の「千本楠」社叢（しゃそう）

(3) 所在地及び所有者

ア 日置市吹上町中原字楠園2303番地1（約1083㎡）

大汝牟遅神社

イ 日置市吹上町中原字楠園2303番地3（約1790㎡）

日置市

(4) 管理者 千本楠会

(5) その他参考事項

ア 昭和40年1月22日、旧吹上町指定：記念物（天然記念物）

イ 平成17年5月1日、日置市指定：記念物（天然記念物）

(6) 概要

日置市吹上地域宮内の大汝牟遅神社の参道東側に、「千本楠」と呼ばれるクスノキなどの巨木が約20本茂る約50m×100mの区画がある。クスノキは日本では最も巨木が多い樹種であり、著名な蒲生の大楠のほか、巨大なクスノキは各地で見られる。しかし、1か所に十数本の古い大楠が集中しているのは珍しい。また、地を這うように横へ伸びる巨大な枝が多いことも独特な景観を作り出している。このような巨木が0.5haほどの狭い範囲に生育していることは貴重である。

3 その他

○日置市文化財保護審議会条例

平成17年5月1日

条例第98号

(設置)

第1条 文化財の保存及び活用を適正に行うため、日置市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、日置市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、解任されるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。